

むつ都市計画用途地域の変更（むつ市決定）  
都市計画用途地域を次のように変更する。（案）

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 533ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
第一種中高層住居専用地域	約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 321ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 120ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
準住居地域	約 41ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 60ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
商業地域	約 36ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
準工業地域	約 95ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業地域	約 31ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業専用地域	約 135ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
合計	約 1,616ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

むつ市都市計画マスタープランでは、下北半島縦貫道路むつ南バイパス、国道279号バイパス、国道338号バイパスが結節する箇所において、インターチェンジ接続箇所としての環境づくりを進めるとした土地利用の方針が定められている。

また、むつ市と青森県では「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」「防災機能」を併せ持った施設の立地による安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興を目的とした事業が進められている。

これらの都市の将来像の達成や地域振興、未利用地の有効活用のため、周辺に配慮した用途地域へと変更するものである。